

平成 27 年台風 21 号による被害に係る電気の災害 特別措置の認可について

(趣旨)

本日、災害救助法が適用された沖縄県八重山郡与那国町において、被災した電気の需要家に対する特別措置の認可について経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可に異論なき旨回答すべく委員会として御確認いただく。

主なポイント

台風 21 号により被災した沖縄県八重山郡与那国町に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、同町において被災した電気の需要家に対する災害特別措置として、料金の支払期限の延長や不使用月の料金免除などを実施するため、本日（10月2日）、沖縄電力から経済産業大臣に認可申請があった。

当該認可申請を受け、本日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。